

令和 6 年（2024 年） 3 月 25 日

指定居宅介護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

## 居宅介護に係る「特定事業所加算」の算定に係る取扱いについて

平素から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月の報酬改定により、居宅介護の「特定事業所加算」は、利用者全体のうち重度障害者の利用者が占める割合に応じて算定できる加算ですが、従来の重度障害者に重症心身障害児及び医療的ケア児の利用者を算入して、これの占める割合が一定数以上の場合にも算定可能となりました。

つきましては、下記のとおり取扱いを定めましたので、関係職員に周知してください。

### 記

#### 1 特定事業所加算の概要

指定居宅介護事業所において以下の要件に該当の上、居宅介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算する。なお、詳細な算定要件については、厚生労働省告示等を確認すること。

- (1) サービス提供体制の整備を行うこと（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- (2) 良質な人材を確保すること（介護福祉士の割合が 30% 以上等）
- (3) 障害支援区分が区分 5 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が 30% 以上

(4) 障害支援区分が区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上

※ 単位数については次のとおり。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）：所定単位数の100分の20に相当する単位数
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）：所定単位数の100分の10に相当する単位数
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）：所定単位数の100分の10に相当する単位数
- ・ 特定事業所加算（Ⅳ）：所定単位数の100分の5に相当する単位数

## 2 重症心身障害児の確認方法

本市で重症心身障害児として認定した者については、各区保健福祉部で認定事務を行った後、障害福祉サービス受給者証の居宅介護に係る「支給量等」欄に「重心児」と記載した上で、4月下旬までに利用者に対して発送する。

## 3 留意事項

加算の算定に当たっては、事前に体制届の提出が必要である点に留意すること。なお、令和6年度の体制届の提出期限等については、別途、当該事業者指定担当係から通知する。

また、加算の詳細については報酬告示等を確認すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市障がい福祉課 給付管理係

TEL011-211-2938 Fax011-218-5181

E-mail: [sapporo\\_jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp)

【体制届の提出・記載に関する問合せ先】

札幌市障がい福祉課 事業者指定担当係

E-mail: [jigyousyasitei@city.sapporo.jp](mailto:jigyousyasitei@city.sapporo.jp)